

2024年7月

お客さま各位

飯能信用金庫

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について

平素は飯能信用金庫をご利用頂き誠にありがとうございます。

当金庫では、万一、個人のお客様が偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）の盗難による預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、個別に対応してまいりましたが、今後は、下記の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

引き続き「飯能信用金庫」をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

個人のお客さま

2. 補償基準

「お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合」に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償しかねる場合がありますので、十分ご注意ください。

《偽造・盗難キャッシュカード被害の場合》

	お客様の状況		
	無過失	過失 (重大な過失以外) があった場合	故意または 重大な過失 があった場合
偽造 キャッシュ カード被害	原則として被害額の全額を補償		被害額は補償 いたしかねる場合 があります
盗難 キャッシュ カード被害	原則として 被害額の 全額を補償	原則として 被害額の 75%を補償	被害額は補償 いたしかねる場合 があります
条 件	1. ご契約番号等の盗用または不正な振込に気付いたらすみやかに当金庫に通知していただくこと（通知日の前日から起算して30日以内の被害が補償対象） 2. 当金庫の調査に対し十分な説明を行っていただくこと 3. 警察に被害届をご提出または被害のご相談をいただくこと		

キャッシュカード被害で「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

(3) 他人にキャッシュカードを渡した場合 (※)

(4) その他 (1) から (3) までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 (※)

※「カード手交型」(詐欺) (注1) による被害は、(3) に該当します。また、「封筒すり替え型」(詐欺盗) (注2) による被害は(4) に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。

注1 口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でキャッシュカードをだまし取る(おどし取る)手口。

注2 キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で隙を見るなどし、キャッシュカードを窃取する手口

《盗難通帳(証書)被害の場合》

	お客様の状況		
	無過失	過失 (重大な過失以外) があった場合	故意または 重大な過失 があった場合
盗難通帳 (証書) 被害	原則として 被害額の 全額を補償	原則として 当金庫所定の割合 により補償	被害額は補償 いたしかねる場合 があります
条 件	1. ご契約番号等の盗用または不正な振込に気付いたらすみやかに当金庫に通知していただくこと(通知日の前日から起算して30日以内の被害が補償対象) 2. 当金庫の調査に対し十分な説明を行っていただくこと 3. 警察に被害届をご提出または被害のご相談をいただくこと		

盗難通帳(証書)被害で「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に通帳(証書)を渡した場合。
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合。
- (3) その他(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合。

《不正な払戻しの被害に遭われた場合》

不正な払戻しの被害に遭われた場合は、すみやかにお客様のお取引店、または、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 飯能信用金庫 お客様相談担当

TEL 042-972-8176 (お問合せ時間 平日9:00~17:00)

※上記時間帯以外 TEL 03-6433-0875 (しんきん情報サービス)